

# そうそう農林 NEWS No. 5

令和5年5月 福島県相双農林事務所



順調に生育中の小麦（南相馬市）

## 第1回「新品種・新技術実証ほ（子実用トウモロコシのモデル栽培実証）」現地検討会を開催しました！

海外からの輸入が大部分を占める飼料用トウモロコシの価格高騰は、畜産経営に大きな影響を及ぼしています。このため、国産の穀類飼料として子実用トウモロコシの国内生産拡大への期待が高まっています。

当所では、令和5年度から、子実用トウモロコシの生産・流通拡大に向けた生産技術体系の確立や経営指標の作成を行うとともに、生産・流通体制のロールモデル構築の検討に取り組んでおります。

令和5年4月24日（月）に、「ふくしまならではの自給飼料増産推進事業」により南相馬市原町



播種精度の確認

区片倉地区に設置した子実用トウモロコシのモデル栽培実証ほにおいて、生産者、市町村、JA、県関係機関等59名参加のもと、第1回「新品種・新技術実証ほ」現地検討会を開催しました。当所から子実用トウモロコシ生産の現状説明後、実証担当農家の株式会社相馬牧場の相馬秀一代表に播種作業を実演していただきました。播種作業は、真空播種機を用いて行われ、1.5haのほ場を約1時間で完了しました。相馬代表からは、「播種作業は、大豆生産に使用される機械で可能。」との話がありました。子実用トウモロコシは麦や大豆との水田輪作に組み込むことで、地力回復効果やほ場の排水性改善等のメリットがあります。

今後は、子実用トウモロコシの生育調査に基づく管理指導、生育途中の8月と収穫・調製の作業時期にあたる10月に開催する現地検討会、経営指標の作成などに取り組み、子実用トウモロコシの作付面積拡大を図ってまいります。



播種機の説明をする相馬代表



子実用トウモロコシ

[農業振興普及部]

# 相双地方初！新基準 FGAP 認証を取得しました！

ギャップ  
GAPは、食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・農場経営管理に関する取組で、農場経営の改善や農作物の安定供給を行う「持続可能な農業」の実現が期待されます。

福島県が認証する FGAP (ふくしま GAP) は、JGAP<sup>アジア</sup> や ASIAGAP 等への第一ステップとして取り組まれることが多い GAP です。

令和4年12月15日、国際水準 GAP ガイドラインに準拠した認証基準に変更し、新認証基準による申請受付を開始しました。令和5年3月22日(水)開催の「令和4年度第6回ふくしま GAP 認証委員会」においては、新たな認証基準に基づき8件認証され、このうち、相双地方では、南相馬市において大規模水稻栽培を行っている「株式会社 紅梅夢ファーム」が FGAP (穀物) 認証を取得しました。紅梅夢ファームの紺野専務からは「今回の認証取得により GAP の取組が地域に広がることを期待しています。」とのコメントがありました。

GAP 取得においては、農林事務所が支援を行うほか、GAP の取組に必要な資材等に活用できる補助事業もあります。是非、チャレンジしてみてください！

GAP Good Agricultural Practices  
(農業生産工程管理)

食品安全

環境保全

労働安全

人権保護

農場経営  
管理

## GAP の取組事項

【GAP 認証】GAP の取組が正しく実施されていることを第三者機関の審査により、確認・証明してもらったことを示す GAP 認証を受けることにより、持続可能な農業生産を行っていることが客観的に証明、「見える化」されます。



## FGAP の新認証基準の変更点

### 1. 「人権保護」に関する項目の追加

国籍・性別による差別の禁止、労働環境の改善等  
→従業員の安全な雇用、生産性の向上

### 2. 「農場経営管理」に関する項目の追加

農場のルールづくり、責任者の決定等  
→従業員の責任感や主体性の育成、経営体の危機管理能力の向上

### 3. 認証区分の見直し

旧：6区分(米、大豆・そば、麦類、野菜、果樹、きのこ)  
新：2区分(穀物、青果物)

### 4. 項目における「レベル」の廃止

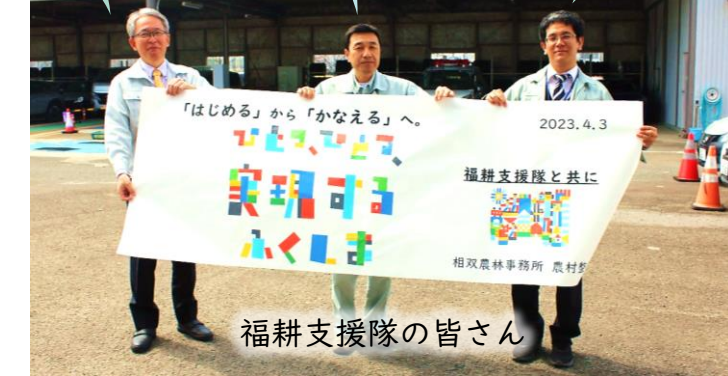
「必須」、「推奨」、「地域限定で推奨」のレベルの廃止。  
→全ての項目に取り組むことによる、より安全な農作物の生産



[農業振興普及部]

## 福耕支援隊から支援をいただいています！

福耕支援隊とは、「福島県の被災した農地を再び耕し、おいしい農作物を作る」ため、全国から支援に来ていただいている農業土木職員の愛称です。令和5年度は新潟県、滋賀県の2県3名に、当所農村整備部で農地・施設整備の担当として、工事の設計積算や監督業務、地元との調整など、多岐にわたり御尽力いただいております。



福耕支援隊の方々の活躍により、本県の復旧は着実に進んでおり、東日本大震災で被災した農地の営農再開可能面積は1,521ha（全体の93%）となりました。

更なる復旧・復興に向け、今後も農村整備部一丸となって業務に励んでまいります。

[農村整備部]

## 檜葉小学校緑の少年団結団式が実施されました！

令和5年4月19日（水）に檜葉町立檜葉小学校において緑の少年団結団式が行われ、6年生児童13名が誓いの言葉を元気よく宣誓しました。

緑の少年団は、「緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる」活動を通して、「ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間の育成」を目的とした団体であり、令和4年度現在、県内で89団体、約5,000名の団員が活動しています。主な活動は森林の機能や生態に関する学習、緑の募金活動、植樹祭など緑化行事への参加、収穫祭やキャンプ活動などです。

檜葉小学校では令和4年度に田植え体験や木工教室を行い、緑と親しみながら活動してきました。令和5年度も檜葉町や本県の豊かで美しい森・川・海を、将来にわたって守り育てる活動をしていくことを期待しています。

[富岡林業指導所]



前列：（向かって右から）檜葉小学校  
鳥中校長、檜葉町 松本町長、  
富岡林業指導所 阿部所長  
後列：6年生児童 13名

緑を守るための  
宣誓をする児童



## 森林保全巡視員辞令交付式を行いました！

令和5年4月3日（月）に、南相馬合同庁舎において令和5年度森林保全巡視員辞令交付式を行い、森林保全巡視業務を担う巡視員7名に辞令を交付しました。

森林保全巡視員の業務は、県営林及び保安林における気象害、病虫獣害、無許可の伐採・開発行為の早期発見のほか、入山者に対する山火事予防のための啓発活動など多岐にわたります。

行楽シーズンにおける入山者増加に伴う事故、乾燥による山火事発生リスクの高まりや豪雨による土砂災害等発生のおそれなど、年間を通して様々な危険性が生じるため、それらに合わせた森林保全業務を行う巡視員の役割は非常に重要です。

適正な森林保全に向け、当業務への御理解と御協力をお願いします。

[森林林業部]



相双農林事務所長等と  
森林保全巡視員の皆さん

## 原町南部地区で令和5年度の田植えが開始されました！



大区画に  
整備されたほ場



田植えの  
様子

平成12年度よりほ場整備を開始した南相馬市の原町南部地区では、平成23年に発生した東日本大震災の津波による壊滅的な被害と、東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示によって営農が困難となりました。そのため、整備計画を再構築したほ場整備を行い、大区画化した田畑での営農再開を実現しました。水田面積を10aから1haに大きく整備することで大型機械の導入が可能となり、作業の効率化が図られています。また、用水管理の省力化のため、パイプラインの整備も行いました。

原町南部地区では、ほ場整備を機に設立された法人が、集積した農地で作業の効率化や省力化を図りながら、大豆・麦・水稻のブロックローテーション※を行っています。

今年5月上旬からは、整備されたほ場において田植え作業が順調に行われており、地区内担い手の益々の経営発展が期待されます。

※ブロックローテーション…連作障害を防ぐため、水田を数ブロックに分けて転作し、数年間で複数種類の作付けを行うこと。

[農村整備部]

# ちよくは 水稲乾田直播栽培の播種現地検討会を開催しました！

双葉地方では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農業従事者の減少により、地域の担い手においては震災前を大きく上回る規模で水稲の作付けを行っています。営農再開の拡大に伴い、育苗や代かき及び田植え等に要する資材費や労働時間は増加します。そこで、水稲乾田直播栽培の導入による生産コストと労働時間の削減及び作期分散の効果等を実証し、スマート農業などの技術を組み合わせた新たな技術体系の普及拡大を図っています。

令和5年4月5日(水)、双葉管内外の水稲生産者や関係者24名参加のもと、楡葉町上繁岡地区の水稲乾田直播栽培実証ほ場において播種現地検討会を開催しました。当所担当者や機械メーカーから栽培方法の特徴や作業行程及び技術導入により期待される効果等の説明後、播種作業を実演しました。参加者は、作業速度が速いことにとっても驚いた様子で、播種精度や播種後の栽培管理などの質問が多く出され、関心の高さが窺えました。

当所では、引き続き水稲乾田直播栽培の技術導入を推進し、地域の水田農業を担う大規模稲作経営体の育成に取り組んでまいります。

[双葉農業普及所]

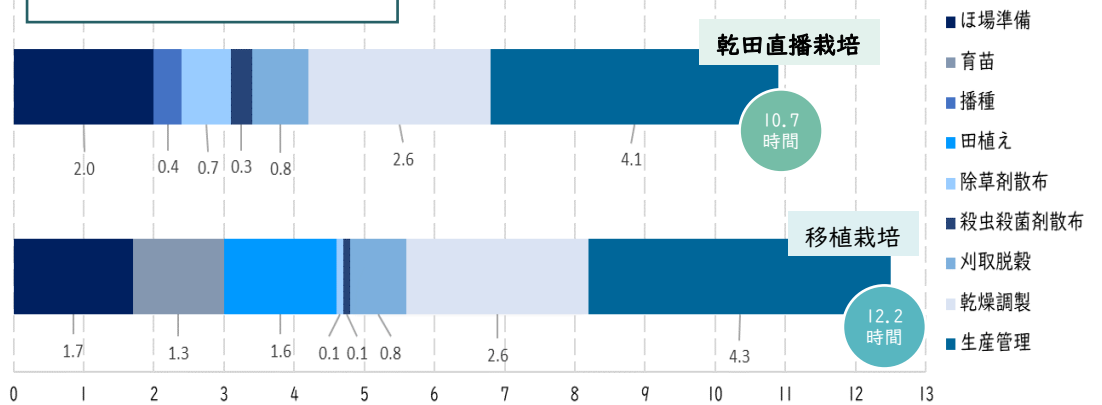
熱心に播種作業を見守る参加者



播種作業の様子



10aあたりの労働時間



出典：農林水産統計

# トルコギキョウ土壌消毒セミナーを開催しました！

現在、双葉地方ではトルコギキョウの生産が拡大していますが、立枯病等の土壌病害によって出荷量が激減しています。そこで、令和5年2月28日(火)にトルコギキョウ土壌消毒セミナーを開催し、双葉管内10戸を含む17名の生産者に土壌病害とその対策法である土壌消毒について学んでいただきました。参加者は、自身のほ場の土壌消毒実施に向けて留意する点などに熱心に耳を

傾けていました。

当所では、引き続きトルコギキョウの生産安定に向けた指導を行い、出荷量や品質の向上につなげてまいります。

### セミナーの内容

- ・ 土壌病害と土壌消毒のポイントについて  
／県農業総合センター
- ・ 有効な消毒法クロルピクリン※について  
／三井化学アグロ株式会社
- ・ 還元消毒+てんろ石灰処理の実証研究の結果について  
／県農業総合センター（浜地域農業再生研究センター）
- ・ 他品目との組み合わせにおける土壌消毒実施例について  
／相双農林事務所 双葉農業普及所
- ・ 土壌病害対策につながる土壌分析について  
／JA全農福島

※クロルピクリン…土壌消毒に用いる土壌くん蒸剤



土壌病害の説明を真剣に聞く参加者



クロルピクリン消毒時に必須の防具について学ぶ参加者

[双葉農業普及所]

## 「里山林整備事業」で景観整備等を実施しました！

「里山林整備事業」とは、地域の皆さんが行う身近な森林（里山林）の整備を行うために必要な道具の購入やレンタル、安全に作業を行うための講習会受講費用などを助成する事業です。

令和4年度において南相馬市小高区にある2団体が当事業を活用し、地元里山林を整備しました。

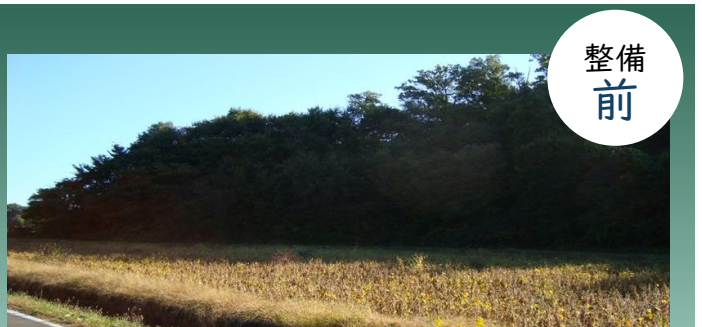
手入れ不足により鬱蒼とした里山林が、田畑への日照の妨げや、農作物被害を及ぼす野生鳥獣の住処となっていたことから、里山林の伐採や刈り払いなどを行いました。

日当たりや見通しが良くなったことにより、田畑の環境改善、鳥獣害防止に繋がることが期待されます。

事業活用等に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

- ・ 相双農林事務所 森林林業部 電話：0244-26-4305
- ・ 富岡林業指導所 電話：0240-23-6084

[森林林業部]



整備前



整備後

## 林野火災に注意！

令和5年1月以降、県内各地で林野火災が多発しており、相双地方においても3件発生しています。(5月29日時点)

林野火災は、市街地の火災と比べ、消防水利の不足や道路状況などから消防活動が非常に困難であるため、一旦発生すると被害が広範囲に及ぶ危険性がより高い火災です。

林野火災の発生原因の多くが人為的な不注意によるものです。入山時に火を使用しないことが1番ですが、やむを得ず、火を使用する際は、下記の注意点に留意し林野火災予防に努めましょう。



### ▼ 注 意 点 ▼

- 1 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
- 2 強風時や乾燥時には、たき火・火入れをしない。
- 3 たき火、火入れの場所を離れるときは完全に消火する。
- 4 火入れをする場合は、市町村長に申請し必ず許可を受ける。
- 5 火あそびは絶対しない。
- 6 たばこの吸いがらは必ず消し、投げ捨ては絶対しない。

令和5年火事予防運動ポスター

[富岡林業指導所]

## ふくしま食育実践サポーターを派遣しています！

福島県では、子どもにとって望ましい食習慣の形成と本県の豊かで良質な食文化への理解促進を図るため、「ふくしま食育実践サポーター制度」を設けています。本制度は、食育体験等を先進的に実践する「ふくしま食育実践サポーター」を、子どもを対象とした食育活動に取り組む学校や団体からの要請に応じて派遣し、食育活動等を支援するものです。

令和4年度は、郷土野菜の植え付け・収穫、地元で水揚げされた魚介を使った調理実習など23回の食育活動の支援を行いました。

令和5年度も本制度を活用される団体を募集しておりますので、ぜひ御活用ください。

また、令和4年度の活動実績などの詳細につきましては、当所企画部HP「食育」に掲載しておりますので、参考に御覧ください。

申請等に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

相双農林事務所 企画部 地域農林企画課 (食育担当)  
 電 話：0244-26-1153 メール：kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp  
 H P U R L：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/shokuiku.html

[企画部]

## お知らせ

### ●遺伝子組換え表示制度が新しくなりました●

遺伝子組換え食品<sup>※1</sup>の表示は、遺伝子組換え表示制度において定められており、義務表示と任意表示の2つに分かれています。令和5年4月から、大豆、とうもろこし及びその加工食品の任意表示制度が変更となりました。（義務表示は変更なし。）販売等をされる場合には、表示の確認をお願いいたします。

#### ※1 遺伝子組換え食品

…生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出して植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びその加工食品。

※国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を受けています。

### 表示のルール

#### 義務表示 (変更なし)

対象農産物については、P9の表★を参照

#### ●分別生産流通管理<sup>※2</sup>をした遺伝子組換え農産物を使用する場合

→分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆（遺伝子組換え）」等

#### ●遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない場合

#### ●分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合（大豆及びとうもろこしに限る）

→遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>「大豆（遺伝子組換え不分別）」等

#### 旧制度

#### ●大豆及びとうもろこしについて、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合

→「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示が可能

#### 任意表示 (変更あり)

#### 新制度 (令和5年4月)

#### ●大豆及びとうもろこしについて、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合

→適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例>「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」、「大豆（分別生産流通管理済み）」等

#### ●大豆及びとうもろこしについて、分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる場合

→「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能

★大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、従来通り遺伝子組換え農産物の混入が認められない場合のみ、「遺伝子組換えでない」の表示が可能です。

#### ※2 分別生産流通管理

…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていること。



## 義務対象★

安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33加工食品群

対象農産物	加工食品
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	————
綿実	————
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	————

## ●アレルギー表示制度の特定原材料が追加されました●

食物アレルギーをもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から特定原材料を定め、容器包装された加工食品について、当該特定原材料を含む旨の表示が義務付けられています。また、特定原材料に準ずるものを原材料とする加工食品には、アレルゲンの表示が推奨されています。

令和5年3月9日より、アレルギー症例数の増加等を踏まえ、アレルギー表示制度の特定原材料にくるみが追加されました。

## 義務対象

特定原材料等の名称	表示の義務	根拠規定
えび、かに、 <u>くるみ</u> 、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	義務	食品表示基準 (特定原材料)
アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	推奨 (任意)	消費者庁次長通知 (特定原材料に準ずるもの)

## ●農林水産部公式 YouTube チャンネル●

福島県農林水産部では、「福島県農林水産部公式 YouTube チャンネル」を開設し、『1400のネタばらし』と題して、農林水産部職員が企画・制作した動画を投稿しております。当所が作成しました動画も7本（令和5年4月末時点）掲載されておりますので、ぜひ御覧ください！

1400のネタばらし

お肉の美味しさが丸わかり？  
牛の超音波肉質診断

令和4年度  
そうそう  
6次化ラボ

農林水産業見学体験  
バスツアー in 相馬・新地

福島県農林水産部  
公式YouTubeチャンネル

1400のネタばらし

ベコ太郎

## ●農作物の出荷制限について●

福島第一原子力発電所事故の影響で農林水産物の摂取・出荷制限指示が出されています。摂取や出荷に当たっては、『摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について（ふくしま復興ステーションHP内 <https://www.new-fukushima.jp/storage/pdf/subject.pdf>）にて、**摂取・出荷制限指示の有無の確認**をお願いいたします。農作物の出荷制限についてのお問い合わせは、下記まで御連絡ください。

【相馬地方】※1 → 農業振興普及部 経営支援課 ☎ 0244-26-1151

【双葉地方】※2 → 双葉農業普及所 経営支援課 ☎ 0240-23-6474

※1 相馬市、南相馬市、新地町、飯館村 ※2 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

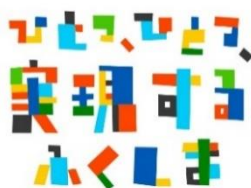
## 表紙写真について

### 七十二候『<sup>むぎのとときいたる</sup>麦秋至』(第二十四候)

「麦秋」は、「秋」という漢字が使われていますが、初夏の季語です。

秋には、「収穫の時」という意味があり、初夏が麦の刈り入れ時であるためです。

相双地方の麦の作付面積は223ha（R4：当所調べ）で県内の約5割を占めます。特に南相馬市では、栽培が多く、県奨励品種「きぬあずま」を100%使用したうどんが作られています。初夏に訪れる実りの「秋」を皆様も楽しんでみてはいかがでしょうか。



## 福島県相双農林事務所

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地

Tel : 0244-26-1153 Fax : 0244-26-1181

E-mail : kikaku.af06@pref.fukushima.lg.jp

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/>

